

平成 1 4 度安全協定に基づく異常事象報告

敦賀発電所 2 号機

定期検査作業中における作業員の負傷について

- ・発生日時：平成14年 6 月17日
- ・終結日時：平成14年 6 月20日
- ・放射能による周辺環境への影響：なし
- ・国の取扱い：報告対象外

・事象概要：

敦賀発電所 2 号機は、6 月11日より第12回定期検査中であるが、燃料取扱棟において、使用済燃料ピットクレーンにより燃料移動作業を行っていたところ、6 月17 日18時35分頃、作業員が誤って使用済燃料ピットクレーンとピットクレーンストッパーとの間に挟まれ負傷した。負傷者に放射能による汚染等がないことを確認し、直ちに敦賀市立病院に搬送した。

負傷した原因は、ピットクレーンが移動したにもかかわらず、ピットクレーンストッパー付近で作業を継続したためである。

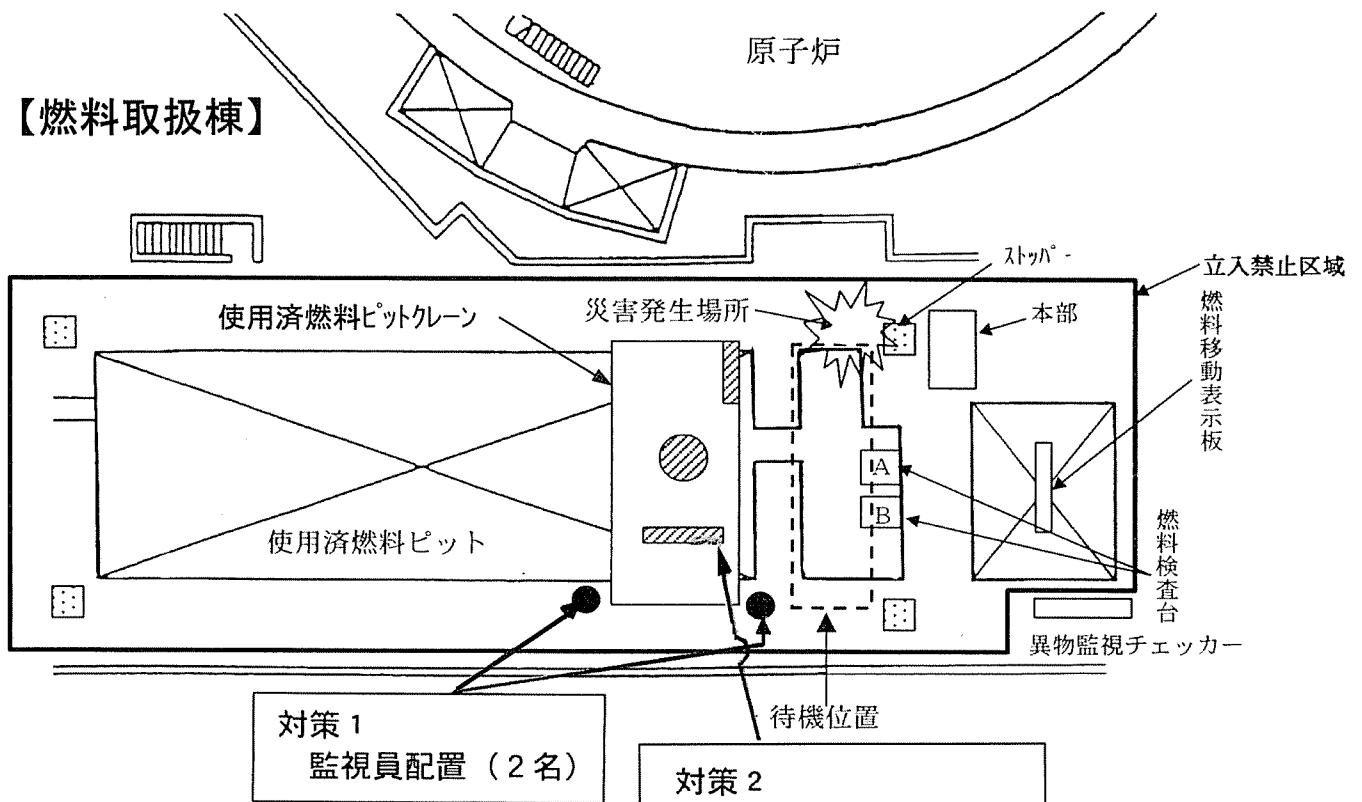
対策として、使用済燃料ピットクレーンを使う作業時には、クレーンの監視人を 2 名配置し、またクレーン架台上に注意表示を設置した。

県としては、定期検査に係る全作業者に対して、基本動作と安全管理の徹底を再教育し、安全意識の高揚を図るよう申し入れた。

(参考)

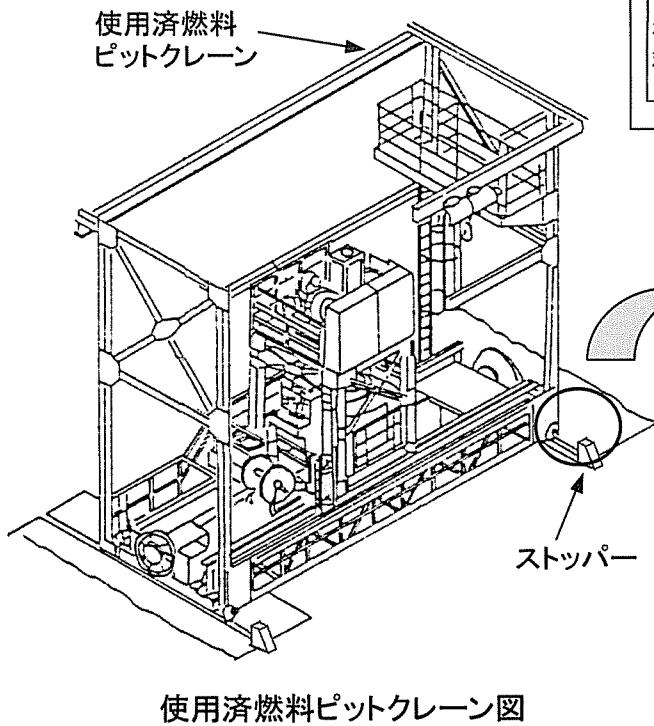
管理区域内で負傷し、休業 4 日以上と診断されたため、異常事象として取り扱った。

災害発生場所図



注意！

クレーン移動時はクレーン移動範囲内に作業等が居ないことを必ず確認する。
確認できない場合はクレーン移動操作を禁止する。



災害状況図

